

○財務省告示第二百二十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年六月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年七月五日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百十五回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格
三	振替法の適用等	
四	発行方法	



ロ		イ		七 払込金額		行争非者特		二 国債市場		行争非者特		八 国債市場		ロ		入札発行															
札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 競 争	者 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 競 争	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行													
四 百 円	八 十 億 七 千 二 百 四 十 八 万 二 千	円 兆 六 十 七 億 三 千 七 百 七 十 一 万	二 兆 六 十 七 億 三 千 七 百 七 十 一 万	行 争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	で 百 四 十 億 円	た 利 付 十 億 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	行 争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	で 千 八 百 八 十 二 億 円	た 利 付 百 八 十 億 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 千 八 百 八 十 二 億 円	た 利 付 百 八 十 億 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	十 五 億 九 千 四 十 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額 で 千 六 百 九	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に	円 、 同 法 第 六 十 五 条 第 一 項 の 規	七 千 三 百 十 五 億 五 千 五 百 兆	債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 一 兆	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債	に 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項	七 億 五 千 九 百 四 十 六 条 第 一 項	つ い て は 、 額 面 金 額 で 九 百 十	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 債	う ち 、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規



十  
三  
二

初 入 価  
期 札 格  
利 発 競  
子 率 行 争

年一・二パーセント  
平成二十三年十二月二十日  
を支出  
し、た金額を支払う。ただし、算  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払うこと  
は、次の号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十  
日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お  
いて、その日以前六箇月に属す  
る利子を支払う。

十  
五

償 償  
還 還  
金 金  
支 支  
額 額 限

平 成 三 十 三 年 六 月 十 日  
額 面 金 額 三 百 六 十 万 円

十  
六

元 利  
支 支  
所 支  
加 加

日 本 銀 行  
財 務 大 臣 へ 通 知 を 受 け た 者

十  
九

払 者  
込 入  
期 札  
日 参  
加

平 成 二 十 三 年 六 月 十 日